

日 時：令和7年1月29日（水）13：00～

場 所：個人情報保護委員会 委員会室

出席者：大島委員長代理、浅井委員、清水委員、藤本委員、梶田委員、高村委員、
小笠原委員、宍戸委員
佐脇事務局長、西中事務局次長、小川審議官、大槻審議官、佐々木総務課長、
香月参事官、山口参事官、片岡参事官、澤田参事官

○佐々木総務課長 それでは、定刻になりましたので、会議を始めさせていただきます。

本日は、藤原委員長が御欠席でございます。

委員長代理に係る委員会決定の規定に基づき、大島委員長代理に以後の委員会会議の進行をお願いいたします。

○大島委員長代理 それでは、ただいまから、第313回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は三つです。

議題一つ目「地方公共団体情報システム機構（住民基本台帳ネットワーク及び番号制度関連事務）の全項目評価書（カード代替電磁的記録に係る事務の追加に伴う評価の再実施）について」です。

本議題については、個人情報保護委員会議事運営規程第11条の規定に基づき、梶田委員及び宍戸委員には御退席いただきます。

（梶田委員、宍戸委員退室）

○大島委員長代理 それでは、事務局から説明をお願いします。

○事務局 今般、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から、「住民基本台帳ネットワーク及び番号制度関連事務 全項目評価書」が提出されました。特定個人情報保護評価指針に定める審査の観点等に基づいた評価書の指針への適合性・妥当性について、事務局から精査結果を説明させていただき、承認するかどうかの御審議をいただきたく存じます。

まず、資料1－1に基づき、評価書の概要を説明させていただきます。

今般の評価の再実施は、評価対象事務における業務に「カード代替電磁的記録に係る事務」が追加されることに伴うものとなります。この「カード代替電磁的記録に係る事務」の内容は、15ページの「（別添1）事務の内容」に記載のとおりであり、J-LISは、デジタル庁が構築・運用する「mdoc発行管理システム」の一部領域を利用することで、新たな業務を実施することとなります。また、「mdoc発行管理システム」におけるJ-LIS利用領域には、カード代替電磁的記録の発行申請等を行った国民の特定個人情報等が記録されるため、J-LISは新たな特定個人情報ファイルを保有することになります。特定個人情報ファイルの概要は、38ページから42ページに記載のとおりです。

これらの変更に伴い、特定個人情報の提供・移転を除く、入手・使用、保管・消去に関

し、新たなリスク対策を講ずることとなります。

今回、評価書に記載される主なリスク対策の例については、なりすまし等によりカード代替電磁的記録が本人以外の第三者に発行されるリスク対策に関して、76ページの「対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容」として、カード代替電磁的記録の発行を希望する申請者は、個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号を用いた電子署名を行う必要があることや、送信を受けた機構は、個人番号カード用署名用電子証明書が効力を失っていないことなどを確認すること等が記載されています。

また、発行されたカード代替電磁的記録が第三者によって不正利用されるリスク対策として、86ページの「3. その他のリスク対策」における4ポツ目に、委託事業者（コールセンター事務）又はオンライン申告による、速やかにカード代替電磁的記録を一時的に停止するための手続を設けており、また、当該手続の内容について周知していること、同じく5ポツ目に、利用者がスマートフォンからカード代替電磁的記録を送信する場合、利用者本人の生体認証等を利用するため、第三者のなりすましは不可となっていること等が記載されています。

評価書の概要説明は以上です。

続きまして、評価書の指針への適合性・妥当性について、資料1－2に基づき、事務局による精査結果の概要を説明させていただきます。

まず、1ページから3ページまでの「全体的な事項」では、評価実施手続を適切に行っているか、事務の流れやシステムを具体的に記載しているか、といった観点から、4ページから38ページまでの「特定個人情報ファイル」では、各取扱いの場面やそのリスク対策について適切に記載しているか、といった観点から審査しており、いずれも問題となる点は認められませんでした。

次に、「評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策」の審査につきましては、39ページを御覧ください。「主な考慮事項（細目）」の74番では、なりすまし等によりカード代替電磁的記録が本人以外の第三者に発行されるリスクへの対策について、また、「主な考慮事項（細目）」の75番では、発行されたカード代替電磁的記録が第三者によって不正利用されるリスクへの対策について、それぞれ具体的に記載しているかといった観点で審査し、「問題は認められない」としております。

続きまして、40ページ上段の「総評」を御覧ください。総評として3点を記載しており、いずれも特段の問題は認められないものと考えられることを記載しております。

最後に、下段の「個人情報保護委員会による審査記載事項」を御覧ください。審査記載事項の案として5点記載しております。

（1）及び（2）として、リスク対策等について、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があること、（3）として、組織的及び人的安全管理措置について、適切な組織体制の整備、職員への必要な教育・研修、実効性のある自己点検・監査等を実施し、実務に即して適切に運用・見直しを行うことが重要であること、（4）として、委託

先事業者による特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保するとともに、クラウドサービスに係る安全管理措置も含め、情報漏えい等に対するリスク対策全般について、確実に実行する必要があること、（５）として、事務フローの変更や新たなリスク対策が生ずることになった場合には、必要に応じて評価の再実施を行うことが重要であることを記載しております。

精査結果の概要は以上です。

なお、本日の委員会で御承認を頂ければ、地方公共団体情報システム機構に対して、承認された旨及び審査記載事項を評価書に記載すべき旨を通知いたします。

また、本議題の資料、議事概要及び議事録につきましては、準備が整い次第、全て委員会ホームページで公表したいと考えております。

事務局からの説明は以上です。

○大島委員長代理　ありがとうございました。

ただいまの御説明について御質問、御意見をお願いいたします。

清水委員、お願いします。

○清水委員　ありがとうございます。

審査結果については異論ございません。

１点、委託について意見を申し述べたいと思います。J-LISは、デジタル庁が調達しました運用保守事業者に業務運用等作業を委託するため、番号法上の委託元としての監督責任を負うことになります。

当該事業者はデジタル庁の運用保守業務も受託しており、これら二つの作業には物理的に同じ空間かつ同一人物が従事することも想定されます。

二つの委託業務が混在する状況下において、J-LISにおかれましては、当然のことではございますけれども、自らが委託する業務の範囲について、事前の作業指示から事後的な成果検証まで、主体的かつ適切に監督を行っていただきたいと思います。また、デジタル庁と連携して、監督に抜けや漏れ等が生じないようにしていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○大島委員長代理　ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり評価書を承認したいと思います。よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように決定します。事務局においては所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りします。本議題の資料、議事録及び議事概要については公表することとしてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、御異議がないようですので、そのように取り扱うこととします。

それでは、次の議題に移ります。

議題2「LINEヤフー株式会社への勧告等に対する改善状況の概要及び同社への対応方針について」です。次の議題は、監督関係者以外の方は御退席願います。

(監督関係者以外退室)

本議題については、梶田委員及び宍戸委員にお席にお戻りいただきます。

(梶田委員、宍戸委員入室)

○大島委員長代理 それでは、事務局から説明をお願いします。

(内容について一部非公表)

○事務局 令和6年3月28日にLINEヤフー株式会社に対して勧告を行い、定期的に改善状況の報告を求めている案件につきまして、令和6年12月27日に4回目の報告を受領いたしましたので、その内容について報告いたします。

資料2を御覧ください。これまでの資料を更新する形で新たに追記・修正した部分を赤字下線で記載しております。まず、1ページ目の一番下ですが、令和6年7月に実施したセキュリティに関する従業員向けアンケートに続きまして、11月にグループの行動規範に関するアンケートを実施しております。これは、従業員のコンプライアンス視点の意見収集を目的としたものです。

続いて、2ページ目の2段目です。重要システムへの対応として、安全管理措置遵守状況の確認を行い、未遵守箇所については是正を完了しています。

また、12か月周期の安全管理措置の見直しプロセスを詳細化し、その実施計画を定めております。

その二つ下ですけれども、漏えい等事案発生時の体制整備を完了し、その実効性を担保するため、令和6年12月から演習を開始しております。演習は令和7年3月まで定期的に行い、次年度以降も継続的に実施を予定しているということでございます。

続いて、3ページ目、技術的な措置に関しましては、ファイアウォールポリシーのメンテナンスを定期的に行い、新たに不要と判断したファイアウォールポリシーの削除を継続していること、また、以前行ったペネトレーションテストや振る舞い検知のテストの結果に応じた是正対応を順次行っていることを確認しております。

1ページ目に戻ります。2ポツ目の部分です。今回受けた報告では、NAVERグループ及びNAVER Cloud社との認証基盤やシステムの分離、NAVERグループ及びNAVER Cloud社への委託業務の終了・縮小については大きな問題なく予定どおり進められていることを確認いたしました。

さらに、全従業員向けアンケートや重要システムに関する安全管理措置の実施状況の確認及び是正、また、漏えい等事案に対応する体制の整備などについて進展が認められております。

次回は3月31日を期限としまして報告を求めていますので、引き続き実施状況については注視してまいりたいと思います。

なお、本件は資料2の公表資料の範囲で公表を行いたいと考えております。

事務局からは以上です。

○大島委員長代理　ありがとうございました。

ただいまの御説明について御質問、御意見をお願いします。よろしいでしょうか。

特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定したいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うこととします。事務局においては所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りします。本議題は、事案の社会的な影響を勘案し、配付の公表資料と当該資料に関わる議事録、議事概要の部分を、準備が整い次第、委員会ホームページで公表し、それ以外の資料と当該資料に関わる議事録、議事概要の部分については公表しないこととしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うこととします。

それでは、次の議題に移ります。

議題3「株式会社ビーバーズに対する個人情報の保護に関する法律に基づく行政上の対応について」です。

それでは、事務局から説明をお願いします。

(内容について一部非公表)

○事務局　それでは、資料3に沿って御説明いたします。

本件は、事業者には勧告と報告徴収を行うことを予定している事案でございます。

まず、事案の概要ですが、建設業界の職業紹介や転職支援等を主たる業とする株式会社ビーバーズにおける個人情報の取扱いについて調査を実施しましたところ、以下の事実が判明いたしました。

ビーバーズは遅くとも令和5年4月頃より、建設現場に掲示されている法定標識や公共工事の入札・落札情報検索サイト等の公開情報から建設会社等の従業者の個人情報を入手し、この情報を基に建設会社等に架電し、架空の事業者名を名乗った上で「貴社の××工事の現場監督の〇〇さんから弊社に電話で問合せをいただき、折り返しの電話が欲しいとのことだった」ですとか、「貴社の工事現場の近くで弊社が別の工事をするようになったので、貴社の現場監督である〇〇さんに連絡したいことがある」等の虚偽の事実を伝え、当該建設会社等の電話応答者を誘導し、現場監督者等の携帯電話番号を取得しておりました。この方法により取得した1万人以上の個人情報をデータベース化し、ビーバーズの本来業務である職業紹介や転職支援に利用していました。

続いて、個人情報保護法上の問題点についてですが、個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。」と規定しておりますところ、本件は電話口で架空の事業者名を名乗った上で虚偽の事実を伝え、個人情報を取得していることから、ビーバーズの行為は20条1項違反であることは明白です。

続いて、当委員会の対応案についてです。

まず、事案の悪質性ですが、本件は1年9か月という長期にわたり、虚偽の事業者名や利用目的を告げて建設会社等の電話応答者をだまし、これにより1万人を超える個人情報を不適正に取得して自らの事業に利用し、利益を得ていた事案であることから、態様は悪質であると言えます。本人にとっては自己の個人情報が違法な手段によりビーバーズに渡り、利用目的を知らされないままに利用されたものであり、実際にビーバーズから突然連絡を受け、自己が求めてもない転職情報を伝えられるなど、本人の権利利益に対する侵害が発生していると認められます。

次に、今回の権限行使が勧告であるという点について御説明します。個人情報148条第1項は、委員会は、「個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。」と規定しております。どのような場合に勧告ができるかについては、義務違反状態の放置が個人の権利利益を侵害するおそれが高く、事業者が義務を履行させることが必要であると委員会が判断した場合、と解されています。

本件の不適正取得は、事業部の責任者の指示の下、組織的に行われておりました。また、ビーバーズは、昨年2月の調査において、委員会の聴取に対して不適正取得は行っていないと虚偽の回答をし、その後も不適正取得を継続していたという事実もございました。

さらに、昨年12月に実施した報告徴収に対しても、当初、過小報告がなされたこともあり、これらの状況や調査結果等を鑑みますと、現在も20条1項違反の状態が継続している可能性があり、加えて、不適正取得した個人情報を現在も利用している可能性があると言えます。

したがって、本件は義務違反状態の放置が個人の権利利益を侵害するおそれが高く、事業者が義務を履行させることが必要な場合に該当すると判断し、3点を勧告することとしたいと思います。

1点目、20条1項違反の行為を直ちに中止すること。

2点目、20条1項違反の行為で取得した個人情報を直ちに消去すること。

3点目、再発防止策を策定し、実施すること。

同時に、報告徴収にて勧告以降の個人情報の取得状況、20条1項違反により取得した個人情報の利用の状況及び消去の状況、再発防止策の策定及びその実施状況について、2月28日を期限として報告を求めることとしたいと思います。

最後に、公表については、本資料の内容にて行うことを予定しております。

以上で説明を終わります。

○大島委員長代理　ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして御質問、御意見をお願いします。

清水委員、お願いします。

○清水委員　ありがとうございます。

今回の権限行使の提案については賛成いたします。

補足として1点述べさせていただきたいと思います。本事案の一連の経緯におけます経営者、この会社でいえば代表取締役になりますが、当該者の対応は誠実性を欠くと言わざるを得ず、極めて遺憾に思います。

勧告の中では再発防止策の策定を求めていますけれども、この中ではまず経営者の責任を明確にした上で諸対策を講ずることを求めます。

以上です。

○大島委員長代理　ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うこととします。事務局においては所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りします。本議題は、事案の社会的な影響を勘案し、配付の公表資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分を、準備が整い次第、委員会のホームページで公表し、それ以外の資料と当該資料に関わる議事録、議事概要の部分については公表しないこととしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うこととします。

本日の議題は以上です。

それでは、本日の会議は閉会といたします。